

青森市長 様

年 月 日

令和7年度青森市地方就職学生支援金交付申請書

令和7年度青森市地方就職学生支援金交付要綱第4条の規定により、地方就職学生支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名		
	所在地		
面接・試験日	年 月 日		
内定日	年 月 日		

3 移動経路(往復)

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください) ※

別紙「地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
転入日から5年以上継続して、青森市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

(別紙)

地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び青森市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、令和7年度青森市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職学生支援金の申請日から1年以内に青森市に転入しなかった場合：全額
 - (4) 地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日から3年未満に青森市から転出した場合：全額
 - (6) 転入日から3年以上5年以内に青森市から転出した場合：半額

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び青森市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び青森市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び青森市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

青森市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（地方就職学生支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所
	(※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)
内定年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
移住先地域内での就業の有無	<input type="checkbox"/> 居住している青森県内の事業所に就業している（予定も含む）
対象経費の支援	<input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の全額を支給していない (支給金額： 円)

あおり移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、青森県及び青森市の求めに応じて、同青森県及び青森市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

個人情報確認同意書

年 月 日

青 森 市 長 様

住 所

氏 名

電話番号

私は、令和7年度青森市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、学生支援金の交付に関して必要な範囲内において、青森市が保有する私に関する下記の情報について、必要な事項を確認することに同意します。

記

- 1 住民基本台帳情報
- 2 青森市の市税の賦課徴収に関する情報